

未知への挑戦

佐藤勤

組織・人事部人事課労務係長

(さとう つとむ)

国立大学が法人化され、5年目を迎えようとしています。法人化に伴って、職員は、労働基準法や労働組合法など、労働法制下の適用となり、労働環境が大きく変化しました。

法人化発足時には、人事課内に「労務係」は置かれておりませんでした。法人化半年経過後の10月、労働条件の整備、労働組合の対応、就業規則の管理など、法人化に伴って予想以上の業務が発生したことから、新たな係として新設され、そこに配属となりました。全ての業務が、公務員時代にはなかった経験のない業務ということになります。内心、「嫌なポストに来てしまったな」と思いながら、何故か、今もこの席に座り続けています。

係が発足し、いざ、職務に就くと、様々な難題が次から次と襲ってきます。特にこれまで、心身を労したのが、ある事件を契機とした外部の労働組合の対応でした。相手は交渉することを職業とし、経験を積んだ労務のプロ集団です。小手先の答弁では通

用しません。電話の対応でも時には罵声を浴びせられ、時には優しく「大学側は慰謝料を払え」とささやいてきます。団体交渉の申し入れも、相手の指定期日以内に開催し、その場に学長を出せなどと無理難題を要求してきます。さて、貴方ならどうしますか？「まだ、ここに異動になったばかりでよく分からない。」と電話を切りますか？

正にそういう心境でしたが、仮に電話を切ったら、労働組合法上の誠実交渉義務違反で労働委員会に訴えられるでしょう。では、相手の誘いに乗って、「そんなことはできない。」と口論しますか？相手は労務のプロ集団です。一言返せば、その一言を逆手に取り、二重にも三重にもなって返ってきます。このようなことは、公務員時代には、経験のなかったことであり、戸惑いと精神的ダメージを感じながらも日々、経験を重ねるごとに、冷静沈着に右から左に受け流す技を体が自然に憶えました。心情的には、あまり関わりたくない、とても有意義な経験となったことは自分にとって大き

な自信と糧になりました。この問題は、結果的にどうなったかといいますと・・・

この続きは、これを読んでいる貴方が労働組合の担当の係に異動になってからのお楽しみとして取っておくことにしましょう。

また、公務員時代には経験のなかった業務として、今まで大学とは縁のなかった労働基準監督署という、これもまたできれば関わりたくない機関の対応をすることになりました。ちなみに、これを読んでいる貴方、「所」と「署」の違いって分かりますか？ 市役所や社会保険事務所、職業安定所などは「所」なのに対し、税務署や警察署、労働基準監督署は「署」なのです。この「署」のつく機関は、強制捜査をして、地方検察庁に告発できる権限を持つ、いわば怖い役所ということになります。この怖い役所の一つである労働基準監督署には、労働基準監督官という名を持つ人たちがおり、これらの人たちには、労働基準法上で、刑事訴訟法上の司法警察官の権限が付与されている怖い人たちなのです。係が設置されて2ヶ月目に入ったある日、その怖い監督官から、本学の労務管理について調査したいという連絡がありました。その後、日程を調整し、「臨検」と呼ばれる調査が行われ、結果的には、いくつかの問題点を指摘され終了したのですが、正直、自分がこの係にいる間は、さすがに「もう労働基準監督署

の人たちと顔を会わせることはないだろう」と内心思っていたのは甘い考えだったようです。それから1年も経たないうちに、また、連絡が来たのです。この電話が、後に新聞報道でも大きく取り上げられた追給額約1億円という結末になろうとは、そのときは夢にも思っておりませんでした。紙面の関係で、この続きは書きませんが、最後に一言、現在の職責で言わせてもらえば、現状として、時間外勤務をはじめとする労働法制に対する職員の認識が追いついていないといわざるを得ません。未だに「ぬるま湯」につかったまま、公務員の発想が抜けない職員も多いのではないのでしょうか。もう、そういう時代は終わったのです。北海道夕張市のような地方団体がさえ破綻する時代であり、国立大学法人も例外でないという危機意識を常に持ちながら、職員一人ひとりが筑波大学に対する愛校心を持って仕事をすべきだと感じています。そして、個々人が仕事に対する想い入れを強く持てば、更に仕事も楽しくなるのではないのでしょうか。

私自身の未知への挑戦は、まだまだ続きそうです。